

平成30年度 第12回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 平成31年3月13日(水) 午後4時00分から4時55分

開催場所 御殿場市役所 東館 2階 201会議室

出席委員 (25人)

1番 原 卓己君	2番 中村克則君
3番 勝亦慶徳君	4番 芹澤行雄君
	7番 勝又英夫君
8番 勝又秀一君	10番 芹澤高雄君
11番 杉山正一郎君	
13番 杉山照信君	14番 根上豊君
15番 高村盛司君	16番 野村進吾君
	18番 水口光一君
19番 田代壽信君	20番 芹澤賢治君
21番 鈴木末廣君	22番 土屋耕一君
23番 土屋多嘉雄君	24番 鈴木良逸君
25番 勝間田喜晴君	26番 野木美佐雄君
27番 佐藤一吉君	
29番 根上守人君	30番 滝口勉君
31番 勝又義美君	

欠席委員 (4人)

5番 田代眞吾君	12番 勝又俊治君
17番 土屋好勝君	28番 鎌野哲夫君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第22号 農地法第5条届出に係る買受適格照明の交付について
- 6 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 議案第53号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 議案第54号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

勝亦 俊次 井上 裕次 浅水 隆司 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

事務局

ただ今から平成30年度第11回総会を開会いたします。
本日は、5番 田代眞吾委員、15番 高村盛司委員が欠席でございますが、過半数の出席で総会は成立しておりますので開会を宣言いたします。

会長

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 2番 中村克則委員、3番 勝亦慶徳委員を指名いたします。書記に、鈴木書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。
報第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第20号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。3月13日報告。今月の4条報告は3件でございます。
(番号1～3について内容読み上げ)
以上でございます。

事務局

補足になりますけれども、番号1、墓地につきましては、今回4区画ということですが、本来、個人で墓地を持つことはできませんので、転用後には御殿場市のほうに寄付という形で、墓地として整備するものです。
以上です。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

続きまして、報第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第21号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。3月13日報告。今月の5条報告は4件でございます。
(番号1～4について内容読み上げ)
以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長 続きまして、報第22号 農地法第5条に係る買受適格証明の交付について事務局より報告を求めます。

事務局 報第22号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。3月13日報告。今月の5条届出に係る買受適格証明は1件でございます。

(番号1について内容読み上げ)

以上でございます。

会長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長 次に議案に入ります。

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第51号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。3月13日提出。今月の3条は5件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 987 m²
譲渡人は配偶者である譲受人に贈与するものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 1,581 m²
譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 376 m²
譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田 5,230 m²
譲渡人は、後継者である譲受人に贈与するものです。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 田 223 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号1～5について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

26番委員

番号1ですが、3月2日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

譲り渡すと言っても、ご夫婦でありますので。

効率的利用については、農機具はしっかり持っている為、これからも現在と同じようにやっていきたいということでもあります。

以上でございます。

2番委員

番号2ですが、3月2日、譲受人とは現地にて、譲渡人とは電話にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

内容については、申請地は譲渡人が相続により取得しまして、住まいが東京で月に1回くらい帰ってきて管理をしていたのですが、なかなかそれが困難になりまして、隣に住んでいる譲受人が農業規模拡大を考えていたので、譲渡することに決めたそうです。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

14番委員

番号3ですが、3月2日、申請人双方と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

内容については、譲受人は農業系規模拡大のため、譲渡人は耕作できなくなったために売却しようと考えていたという双方の意見が一致したということですが、東名高速の収用により狭くなった土地で、譲受人のほうにとっては、地続きになるための売買の成立ということで、問題はないと考えております。

農業に対する意欲は、夫婦、子供2人でまかなっていくということで、問題はありません。

以上でございます。

14番委員

番号4ですが、3月6日、申請人双方と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

今回が2回目の相続申請になるということですが、経営規模は大きくなりますが、トラクター、耕運機、軽トラ、芝刈機、ユンボ等所有しており、季節的に4名の従業員、労働力を8か月間雇用するということで、作業は間違いなくできるということでした。

取得後の耕作面積は、34,547 m²でございましたので、規模的には大きいと思いますの

で問題ございません。

以上でございます。

23番委員

番号4ですが、3月6日、申請人双方と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

今回は2回目の相続申請になるということでございまして、経営規模は大きくなりますが、トラクター、耕運機、軽トラ、芝刈機、ユンボ等所有しており、季節的に4名の従業員、労働力を8か月間雇用するというので、作業は間違いなくできるということでございました。

取得後の耕作面積は、34,547㎡でございましたので、規模的には大きいと思いますので問題ございません。

以上でございます。

27番委員

番号5ですが、3月2日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容については、譲受人は国道バイパス用地として買収された農地の代替えとして別の農地を探していたところ、自宅に近い自分の農地に隣接する農地所有者である譲渡人より売り渡しても良いとの承諾を得て、今回の申請になったものです。

効率的利用については、譲受人は該当地以外でも営農実績があり、農機具等は所有しています。現地は自宅から歩いて1～2分の距離になっています。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第52号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。3月13日提出。今月の案件は2件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 13㎡

転用内容は、売買により住宅敷地の拡張です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2（議案書の内容読み上げ）田 640 m²

転用内容は、賃貸借により店舗兼自動車修理工場1棟の建築です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

16番委員

番号1ですが、3月6日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、双方とも本人が申請したものであって間違いはありません。

転用理由については、譲受人が現在所有している自宅の出入り口の駐車場の幅が狭く不便を感じており、隣接地を所有している譲渡人に相談したところ、売買にて申請地を提供してくれるということになったということです。このようなことから必要性がありやむを得ないことと判断いたします。

資金については、自己資金で対応するとのことでした。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

19番委員

番号2ですが、3月8日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲受人は、現在御殿場市内にある2か所の店舗を1か所に統合することを計画し、隣接地及び申請地を含む土地所有者の方の協力を得ることができ、賃貸借により店舗及び自動車修理工場の新設を行いたく転用申請するものです。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第53号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。3月13日提出。

公告予定日が3月14日の利用集積計画となります。本議案における計画は4件で面積が22,217㎡です。

本議案は、すべて農地中間管理事業による利用集積であり、転貸する者は、静岡県農地中間管理機構 公益社団法人静岡県農業振興公社です。

それでは整理番号1から説明させていただきます。

(内容読み上げ) 計42筆 22,217㎡

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第54号 農地利用最適化推進委員の委嘱について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第54号 農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、次のとおり農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、委員会の決定に付す。3月13日提出。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱するよう規定されております。つきましては、委員の委嘱についてお諮りをするものです。

1. 委嘱する農地利用最適化推進委員は20名 別添のとおりです。
2. 農地利用最適化推進委員の担当する地域 別添のとおりです。
3. 農地利用最適化推進委員の任期 農業委員会委員の任期満了まで3年間となっております。

それではA3の別紙の資料をご覧ください。

(内容読み上げ)

事務局長

補足説明をさせていただきます。今の案件でございますが、本来、農地利用最適化推進委員につきましては、4月1日に委嘱ということでございますので、次期農業委員会にて審議する方法もございますが、こちらのほうで事務局の準備ができませんので、準備行為については事前に行うことが可能と規定されておりますことから、今回の総会で審議をお願いするものでございます。なお、4月1日に次期農業委員会の総会臨時会におきまして本件について同意を得て委嘱をするという手続きとしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

その他事務局から報告があればお願いします。

事務局

(報告事項)

1. 「農地利用最適化推進1・1・1運動」の報告書の提出について
2. 全国農業新聞の継続購読について
3. 農業会議情報について
4. 会議等出席依頼(報告)について
5. 平成31年度農業委員会委員について
6. 返却物のお願いについて.
7. 親睦会会計について

事務局長

それでは、以上をもちまして、平成30年度第12回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

2番

議事録署名人

3番
